

人事院公示第7号

人事院は、人事院規則2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、昭和38年人事院公示第5号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和5年3月27日

人事院総裁 川本裕子

- 1 次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
1 (略)	1 (略)
2 委任する権限及び所掌事務 一～十の二 (略)	2 委任する権限及び所掌事務 一～十の二 (略)
十一 人事院規則9—49（地域手当）に規定する次に掲げる事項 <u>(1) 第7条の規定に基づき、人事院が定めることとされている職員について定めること。</u>	十一 人事院規則9—49（地域手当）に規定する次に掲げる事項 (新設)
<u>(2) 第8条ただし書の規定に基づき、人事院が定めることとされている職員について定めること。</u>	<u>(1) 第7条ただし書の規定に基づき、人事院が定めることとされている職員について定めること。</u>
<u>(3)～(7) (略)</u>	<u>(2)～(6) (略)</u>

十二～二十二 (略)	十二～二十二 (略)
3・4 (略)	3・4 (略)

2 この決定による改正は、令和5年3月27日から効力を発生する。